

モンゴル国との高校生相互交流事業に係る受入手配業務委託要領

静岡県（以下「甲」という。）を委託者とし、（以下「乙」という。）を受託者として、令和 年 月 日付で締結したモンゴル国との高校生相互交流事業に係る受入手配業務委託契約については、契約書に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

第1 委託業務の目的

この委託業務は、静岡県とモンゴル国ドルノゴビ県高校生との交流を通し、相互理解の促進、豊かな国際感覚の涵養を図り、今後の地域外交の発展に資する若者を育成するため、滞在期間中における視察及び視察先への移動、食事、宿泊先の企画・手配を実施することを目的とする。

第2 業務内容

1 日程等

- (1) モンゴル国（ドルノゴビ県を含む）高校生訪問団の、静岡県における滞在期間
令和7年10月22日（水）13時40分（成田国際空港着）から令和7年10月27日（月）
15時30分（成田国際空港発）まで
- (2) 県内関係施設視察
別紙日程のとおり
- (3) 移動に要するバスの手配
令和7年10月22日（水）13時40分（成田国際空港着）から令和7年10月27日（月）
15時30分（成田国際空港発）まで
※利用空港が富士山静岡空港に変更となる場合がある。

2 手配業務等

- (1) 滞在期間中、別紙日程に基づく視察、移動、食事及び宿泊の企画・手配から支払まで 一式
 - ア 10月26日は、日本の高校生が参加者を案内し、グループごとに自由に研修する「静岡市内研修」を実施するため、11時から15時までの活動の手配は不要である。
 - イ 食事の手配について、以下の点に留意する。
 - ・ 1食あたりの単価は以下を基準とする。なお、食事内容については魚介類を選択しないこと、温かいお茶や汁物などをなるべく用意することに留意する。
 - ・ 昼食・夕食 1,000円程度
 - ・ 県職員（3人を予定）の昼食について、手配はするが、委託費用には計上しない。代金は、実費を後日現金にて支払う。

- ・10月26日、27日の昼食は自由昼食とし、手配は不要とする。ただし、昼食補助費を1人千円用意する。

- ・10月26日は静岡県内の高校生（20人を予定）が参加する。昼食補助費を用意する。

ウ 宿泊の手配について、以下の点に留意する。

- ・宿泊先について、10月24日、25日は三ヶ日青年の家を手配済みであり、支払のみ行う。10月22日、23日、10月26日については手配から行う。

- ・宿泊先について、1泊朝食付きで8,000円程度とする。

(2) 行程に、日本文化体験（浴衣等を着て写真を撮る体験、伝統工芸品の制作等）を含める。施設訪問は、静岡県や日本の魅力が伝わる県有施設や工場等の訪問、見学とする。前回の訪問先は別紙を参照する。（一部施設は減免申請可。）

(3) その他、上記(1)、(2)に付随する業務

3 その他

上記1及び2に示す内容に変更が生じるときは、甲、乙協議の上、決定するものとする。

第3 委託業務実施計画書及び完了報告書

契約書第10条及び第13条に定める委託者に提出する様式及び期限は次のとおりとする。

(1) 委託業務実施計画書 様式第1号 契約締結後7日以内

(2) 委託業務完了報告書 様式第2号 業務完了後速やかに

様式第 1 号

委託業務実施計画書

- 1 委託業務の名称 令和 7 年度モンゴル国との高校生相互交流事業に係る受入手配業務
- 2 契 約 年 月 日 令和 年 月 日
- 3 契 約 期 間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
- 4 業 務 期 間 着手 令和 年 月 日
完了 令和 年 月 日
- 5 完了予定年月日 令和 年 月 日
- 6 業 務 の 内 容

上記のとおり実施いたします。

令和 年 月 日

静岡県知事 鈴木 康友 様

住 所
商号又は名称
氏 名

様式第2号

委託業務完了報告書

- 1 委託業務の名称 令和7年度モンゴル国との高校生相互交流事業に係る受入手配業務
- 2 契約年月日 令和 年 月 日
- 3 契約期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
- 4 業務期間 着手 令和 年 月 日
完了 令和 年 月 日
- 5 完了年月日 令和 年 月 日
- 6 結 果

上記のとおり報告いたします。

令和 年 月 日

静岡県知事 鈴木 康友 様

住 所
商号又は名称
氏 名